

佐賀県告示第 184 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 8 年 6 月 18 日から施行する。

令和 8 年 6 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - { 2 - [(ベンゾ[d] [1, 3]ジオキソール-5-イル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Methylenedioxynitazene）及びその塩類
- (2) 化学名 2 - { [4 - (2-フルオロエトキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1-[2 - (ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：Fluetonitazepyne、N-pyrrolidino-fluetonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 N - [2 - (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]プロパン-2-アミン（通称名：5-MeO-NiPT）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。